資料１－３

令和８年度第２回障害者施策推進協議会
第８期島本町障害福祉計画（第４期障害児福祉計画）素案説明内容

第１回審議会では第３章「計画の基本方針」までを説明させていただきましたので、今回は第４章「成果目標」（１２ページ以降）について主だった箇所を説明いたします。

第４章　成果目標

４－１　障害福祉計画の成果目標

１．福祉施設入所者への地域生活への移行　（１２ページ）

地域生活移行者の増加、施設入所者の削減はそれぞれ連動している部分があるため、大阪府基準を基に移行者、削減者それぞれ計画期間内に１人を目標としています。

２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　（１３ページ）

心のサポーター養成研修及び養成人数が新規活動指標として追加されています。本町としては、次期計画期間内に１回の開催を見込んでおります。

３．福祉施設から一般就労への移行等

（１）就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行　（１４ページ）

第１回審議会で現行計画の実績見込値を１３人と報告しておりましたが、これは計画期間内の累積値になります。一方、目標値の８人は計画最終年度である令和８年度単年を見ております。集計方法に疑義があるため、一旦次期目標値等については「調整中」とさせていただいております。

（６）就労継続支援Ｂ型における工賃の平均額　（１５ページ）

現行計画では目標値を大きく上回っておりますが、大阪府下の平均工賃額は下回っています。

各事業所で新規利用者の増加により、平均工賃はなかなか伸びない傾向にありますが、目標値としては、さらなる増額を設定しております。

４．地域生活支援の充実

（１）地域生活支援拠点等の機能の充実　（１６ページ）

第１回審議会でコーディネーターの配置は各年とも０人としておりましたが、令和８年度からは配置と修正いたしました。なお、令和７年度以前は明確に配置としておりませんでしたが、緊急時の受入や関係機関との調整等については適宜行っていただいておりました。

また、次期計画からの新たな指標として、「拠点機能を担う事業所等の担当者の配置」を活動指標に定める必要がありますが、こちらは令和９年度から１人の配置予定としており、地域移行等の確認・調整等を担っていただくことになります。

５．相談支援体制の充実・強化　（１７ページ）

「のぞまないセルフプラン」については、本町においてはセルフプラン率が高いことから０を目指すのではなく、現状から割合を減少させていくことを目標といたします。現在、のぞまないセルフプラン率の集計中のため、次回審議会でこの数値はお示しすることといたします。

４－２　障害児福祉計画の成果目標

１．障害児支援の提供体制の整備等

（１）児童発達支援センターの設置　（１９ページ）

センターの設置は本町の積年の課題でありますが、今後自立支援協議会等において検討していき、センターとして必要な４つの中核機能を次期計画期間内の確保を目指します。

（５）障害児と家族への伴走的な相談支援体制の確保　（２１ページ）

次期計画において新たに加わった成果目標になります。各部局における既存の会議体の活用や児童発達支援センター機能を活用することで、障害児及びその家族への伴走的な支援の確保を目指します。

第５章　障害福祉サービス等の現状と今後の見込量

１．訪問系サービス・短期入所

（２）短期入所（ショートステイ）　（２５ページ）

今後も本人の一人暮らし等に向けた訓練、家族とのレスパイトや緊急時の受入など幅広い理由での利用が多くなると見込まれるため、引き続き町内外を問わず施設の確保を目指していきます。

２．日中活動系サービス　（２６～２８ページ）

就労系のサービスは就労支援 B 型を除いては町外の資源を頼っている傾向が続いています。各事業とも今後も利用者は伸びていくことを見込んでいるため、資源の確保に向けて取り組んでいきます。また、令和７年１０月から開始された就労選択支援については、令和９年度から就労支援 A 型利用の際にも必要となってくることからさらなるニーズの高まりが見込まれます。

３．居住系サービス

（１）共同生活援助（グループホーム）　（２９ページ）

グループホーム入居へのニーズは以前より非常に高く、特に町内での開設ニーズが高くなっております。令和９年度当初に町内に新たなグループホーム（１０人規模）の開設が予定されておりますが、それに加え、次期計画期間内にもう１か所の開設を見込んだ上での見込量としております。

４．相談支援

（１）計画相談支援　（３０ページ）

のぞまないセルフプラン解消の目標も鑑み、見込量を増やすとともに利用実人員についても伸ば

す見込値としております。このためには、相談支援事業所や相談専門支援員の確保・育成が必要となるため、確保の方策についても検討する必要があります。

５－２　地域生活支援事業の見込量

３．相談支援事業

（１）障害者相談支援事業　（３３ページ）

現在、町機関相談支援センターと地域生活支援拠点施設の２か所において、相談支援を行っておりますが、今後新たに１か所の設置を検討しているため、見込量を３か所としております。

９．移動支援事業　（３８ページ）

現行の計画値は下回っているものの、利用実績は増加傾向にあります。今後も増加傾向で見込んでおり、供給量の増加が必要となるため、資格取得支援などを検討し、人材の確保に努めます。

５－３　障害児福祉サービスの見込量

１．障害児通所支援

（１）児童発達支援　（４２ページ）

令和８年度は鈍化しているものの、今後も増加傾向が見込まれます。本町圏域では、児童発達支援の総量規制がかかっており、全国平均の伸び率までしか見込量を上げることができませんが、実績に伴う伸び率の換算が全国平均を下回っているため、大きな影響がありません。

（２）放課後等デイサービス　（４２ページ）

初期障害児計画策定時から大きく右肩上がりを続けております。現行計画においても実績値が計画値を大きく上回っており、次期計画については、かなり上方修正した見込量としております。また、量もさることながら医療的ケア児や重度障害児など質の確保も求められていることから、町内外問わず事業所と連携を図る必要があります。

２．相談支援

（１）障害児相談支援　（４４ページ）

障害者の相談支援と同様になりますが、のぞまないセルフプラン解消の目標も鑑み、見込量を増やすとともに利用実人員についても伸ばす見込値としております。このためには、相談支援事業所や相談専門支援員の確保・育成が必要となるため、確保の方策についても検討する必要があります。

（２）医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

現在も地域生活支援拠点施設において、コーディネーターの配置をしております。今後は切れ目ない支援を継続していくため、福祉職において２名の配置を目指しております。